

収納対策特別チーム設置要綱

制 定 平成 13 年 7 月 2 日

最近改正 令和 4 年 4 月 1 日

(目的)

第 1 条 長引く景気低迷のもと、固定資産税を中心に滞納が累積し、高額・難件化している事案が急増している。

このような状況のなか、収納体制の一層の強化を図るため、専門的な組織として、「財政局税務部収税課収納対策特別チーム」（以下「収納対策特別チーム」という。）を設置し、これら高額・難件化した滞納事案について集中整理を行うことにより、処理の促進を図り、納税者間の負担の公平と税収の確保を図る。

(設置)

第 2 条 「収納対策特別チーム」は、税務部収税課に設置する。

(取扱業務)

第 3 条 「収納対策特別チーム」においては、大阪市事務分掌規則第 12 条税務部収税課の項第 4 号に規定する業務を取り扱う。

附則

(施行期日)

この要綱は平成 13 年 7 月 2 日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は令和 4 年 4 月 1 日から施行する。